

熊本学園大学における公的研究費等に関する不正防止計画

平成21年3月18日 学長裁定

平成23年4月26日 理事会

平成27年3月17日 理事会(改定)

熊本学園大学（以下「本学」という。）は、適切な公的研究費等の管理運営をはかり、不正使用等を防止するため、「熊本学園大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則」（以下「不正行為の防止に関する規則」という。）第3条(4)に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

1 公的研究費等の不正使用等防止に向けた管理運営体制の整備

「不正行為の防止に関する規則」に沿って、公的研究費等の不正使用等防止に向けた管理運営体制を整備・強化する。コンプライアンス推進責任者を含めた組織図等をホームページで公開し、学内外の周知徹底を図る。

2 不正使用等の防止に向けた具体的項目

(1) 物品購入の事実確認

- ① 物品購入の事実確認については、「熊本学園大学公的研究費の取扱い要領」の「Ⅱ 研究費の執行について」の項目の「1 物品購入等に関しての手続き」に沿って適正に処理し、不正の防止に努める。
- ② 納入業者が不正に加担した場合などは、取引停止等の適切な措置を講じる。

(2) 出張の事実確認

出張の事実確認については、「熊本学園大学公的研究費の取扱い要領」の「2 出張に関する手続き」に沿って、以下のとおり、適正に処理し、不正の防止に努める。

- ① 運賃・宿泊費に関しては、必ず領収書により確認する。
- ② 学会プログラム等の書類を添付させる。
- ③ 実際搭乗したことを確認するために航空チケットの半券を提出させる（海外出張の場合は、パスポートの出入国記録の写を添付させる。）。

(3) 謝金作業の事実確認

- ① 謝金作業の事実確認については、「熊本学園大学公的研究費の取扱い要領」の「3 アルバイト雇用に関する手続き」及び「4 謝礼支出に関する手続き」に沿って適正に処理し、不正の防止に努める。
- ② 謝金事務の担当部署は、作業終了の押印時に又は不定期に、作業内容等について作業従事者から直接、作業事実の確認を行う。

(4) 内部監査の実施

- ① 内部監査室は、学術文化課や研究活動適正化委員会と連携を図り、定期及び臨時に内部監査を実施する。
- ② 内部監査室は、監査の結果をまとめ、学内に周知するとともに、問題点等を確認した場合は、研究活動適正化委員会と連携を図り、学長に対して必要な措置を講じるよう求める。

(5) 不正使用等に係る申立て等の取扱い

- ① 不正使用等に係る申立てについては、「不正行為の防止に関する規則」第6条～第17条に基づき適正に取扱う。
- ② 「不正行為の防止に関する規則」第17条に基づき、申立ての方法と併せて、申立人を保護するためのルールについても学内外に周知し、その保護に十分留意する。

(6) 不正防止に関する倫理意識の徹底

- ① 研究活動適正化委員会を中心として、公的研究費等の不正使用等防止に向け、研究者の研究倫理意識の向上を図るとともに、専門的能力をもって事務職員が公的研究費等の適正な管理運営が行えるよう、研修会等を実施する。その実施にあたっては、コンプライアンス教育の受講状況を確認し、理解度を把握するためにアンケート等を行う。
- ② 研究者・事務職員に向けたマニュアルを作成し、学内に周知することにより、コンプライアンス（法令遵守）の意識を徹底し、公的研究費等の不正使用等の防止を強化する。
- ③ 研究活動に関係するすべての構成員（研究者・事務職員・関係業者）より不正をしない誓約書の徴収を義務付ける。誓約書の内容は下記の事項を含むものとする。
 - ア 本学の規則等を遵守すること
 - イ 不正を行わないこと
 - ウ 規則等に違反して不正を行った場合は、本学や公的資金の配分機関からの処分及び法的な責任を負担すること
 - エ 関係業者においては、内部監査その他調査等において、帳簿の閲覧・提出等の要請に協力し、不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
 - オ 関係業者は研究者や事務職員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

3 不正防止計画の見直し

この公的研究費等に関する不正防止計画は、公的研究費等の不正使用等の防止のため当面の課題を掲げたものであり、文部科学省等や他の研究機関における対応策等の情報の収集に努めるとともに、今後も継続的に見直しを行う。見直しについては研究活動適正化委員会の議を経て理事会が行う。